

茨城県最低賃金が時間額678円に改正されました

茨城県内で事業を営む使用者とその事業場で働くアルバイト、パートタイマーなどを含むすべての労働者に適用される「茨城県最低賃金」が改正され、10月8日から時間額678円（引き上げ額2円）となりました。

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない制度です。労使合意の上で、この最低賃金より低い賃金を定めても、その賃金は無効となり、茨城県最低賃金が適用されます。

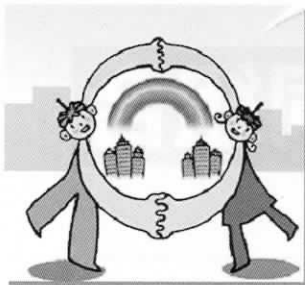
なお、特定の産業には産業別最低賃金が適用されます。

☆月給、日給は時間当たりの金額に換算して時間額678円と比較します。

但し、次の賃金は算入されません。

- ①精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ②賞与等の1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③臨時に支払われる賃金
- ④所定時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

詳しくは、茨城労働局労働基準部賃金室 ☎029 (224) 6216
または最寄りの労働基準監督署へお問合せください。



全国ネットの人材情報で 出向・移籍、転職をサポート！

全国ネット

全国47都道府県の事務所
所で取扱っております。

信頼と安心

経済・産業団体と厚生
労働省の協力で設立さ
れた公益法人です。

無料

情報の提供、相談、
あっせんの費用はかか
りません。



財団
法人

産業雇用安定センター 茨城事務所

〒310-0803 茨城県水戸市城南1-1-6 サザン水戸ビル4階

TEL 029-231-6044

FAX 029-233-3602

E-Mail: ibaraki-j2@sangyokoyo.or.jp